

## ●香川県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年7月4日

香川県監査委員 木下典幸  
同 武田宏之  
同 十河直  
同 里石明敏

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 令和4年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>行政財産の目的外使用に係る使用料について、使用許可期間が令和3年度からの継続使用であるにもかかわらず、令和4年度分が徴収されていないものが1件あった。（丸亀警察署）</p> <p>イ 契約について</p> <p>飲酒検知器（DPA型）保守点検業務委託について、誤った金額で契約していた。（交通指導課）</p>	<p>ア 収入について</p> <p>徴収されていなかった使用料について、直ちに歳入の調定を行い、使用者に納入通知書を送付して収納した。今後は、調定に漏れがないか、複数の職員による確認を徹底する。</p> <p>イ 契約について</p> <p>相手方の了解を得て、正しい金額の契約書を直ちに作成し、双方取り交わした。今後は、契約締結時に内容の不備がないか、複数の職員による確認を徹底する。</p>